別表４

建築物エネルギー消費性能適合性判定料金表【住宅】

税抜金額（括弧内は税込金額）　単位：円

用途	申請種別	手数料
一戸建て住宅/複合住宅の住宅部分 単独申請※	300㎡以内	38,000 （41,800）
	300㎡超え	面積÷300※1 ×直上列の金額
共同住宅等 （共同住宅･長屋･複合建築物の住宅部分） 単独申請※	①　基本料金	90,000（99,000）
	②　住戸部分 ※共同住宅等の料金は、①+②の料金とする。ただし、2住戸のみの場合は一戸建て住宅の料金に2を乗じた額とする。	3,000（3,300） ×　住戸数
	共用部 ※共用部の審査を行う場合は上記手数料①+②に加算する。	90,000（99,000）

※単独申請（他の業務の審査結果を利用しない場合）　　※1　小数点以下2桁目までの数、3桁目以下切捨て

※別表4注意事項

【減額等】

（1）　当機関で行った設計住宅性能評価における省エネルギー対策（断熱等性能級及び一次エネルギー消費量等級）の審査結果又は長期使用構造等の確認における省エネルギー対策の審査の結果を利用する場合は、別表4によらず次の金額とする。ただし、評価対象が全住戸の場合にかぎる。
計画変更や軽微変更該当証明申請の際も同様とするが審査の結果を利用しない場合は(7)又は(9)を適用する。

①一戸建ての住宅、複合建築物の住宅の部分（一住戸）　10,000円（税込11,000円）
②共同住宅等　10,000円（税込11,000円）に住戸数から1を減じた数に1,000円（税込1,100円）を乗じた額を加算した額　　算定式：11,000+（N-1）×1,100（税込）　N：住戸数

（2）　当機関で行った共同住宅等の設計住宅性能評価における省エネルギー対策（断熱等性能級及び一次エネルギー消費量等級）の審査結果又は長期使用構造等の確認における省エネルギー対策の審査の結果の一部の住戸を利用する場合は、別表4の②の住戸数については利用する住戸数は除く。

（3）　複合建築物の住宅部分について、次のいずれかの交付（いずれも当機関で審査を行たものに限る。）を受けており、当該内容から変更がなく住宅部分に係る審査を省略できる場合には、別表４によらず(9)で定める額とする。
ただし、共用部の審査を新たに追加して行う場合は、別表4で定める共用部料金を加算する。
また、計画変更や軽微変更該当証明申請書の際も同様とする。
①都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定書
②長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画の認定書
③住宅の品質確保促進等に関する法律に基づく設計住宅性能評価書（省エネ基準に適合しているものに限る。）
又は長期使用構造等の確認書

（4）　共同住宅等の共用部のみの増築又は改築で当該部分の計算を省略する等、計算対象とすべき部分がない場合は、別表４によらず、一律30,000円（税込33,000円）とする。

（5）　同一計画の物件で、建築基準法における確認又は計画通知を当機関へ提出される場合等（省エネ適判業務規程第19条）は 別表4の料金より10％の減額を行う。

（6） 複合建築物の住宅部分すべてに仕様基準を用いた場合は、別表4の①基本料金は10分の5の額とする。

【計画変更】

（7） 計画変更の料金は変更後の計画に応じ、別表４から算定される料金（（5）が適用される場合は適用後の料金）の10分の5の額とする。ただし、次の場合は記載のとおり適用する。

①共同住宅等の場合で、変更が一部住戸に限られる場合、計画変更の料金は変更後の計画に応じ、別表４から算定される料金（（5）が適用される場合は適用後の料金）の10分の5又は一住戸あたり10,000円（税込11,000円）を乗じた額のいずれか安い料金を適用する。ただし、変更が2住戸までの共同住宅等の料金は30,000（税込33,000円）とする。

（8） 次の場合は新規に提出があったものとして取り扱う。

①計算方法を変更して申請する場合（共同住宅等で計算方法の変更が一部住戸に限られる場合を除く）

②直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合

③非住宅部分のみの適合判定通知を受けた複合建築物について、住宅部分を含めた判定を要することになった場合

④（4）が適用された申請について、その後、本業務において省エネ計算の審査を行うことが必要となる場合

【軽微変更該当証明書】ルートC

（9） 軽微変更該当証明の申請は変更後の計画に応じ、別表４から算定される料金（（5）が適用される場合は適用後の料金）の10分の5の額とする。ただし、直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合は新規に提出があったものとして取扱う。

【その他】

（10） 適合判定通知書及び軽微変更該当証明書の再交付については、再交付を行う書類一通につき5,000円（税込5,500円）とする。ただし、やむを得ない理由により、記載事項（計算に影響のない範囲に限る。）を修正して再交付を行う場合においては、書類一通につき10,000円（税込11,000円）とする。

※建築物エネルギー消費性能適合判定業務　複合建築物に係る判定料金

① 複合建築物に係る料金は、非住宅については別表3、住宅については別表4により算定される料金の合計額とする。

② 複合住宅に係る料金の【減額等】について、非住宅については別表3注意事項(8）、住宅については別表4注意事項(5)は適用されず、非住宅については別表3、住宅については別表4により算定される料金の合計額から10%減額する。

③ 計画変更及び軽微変更該当証明申請において、非住宅部分と住宅部分のいずれか一方の変更である場合にあっては、変更があった部分に係る変更の料金を適用する。